安心して商店街で商品を購入できる仕組みの構築を応援します!!

商店街再起支援事業補助金のご案内



新型コロナウイルス感染症の拡大への対応として新しい生活様式への移行が求められる中、接触機会の低減など感染症に配慮しつつ、販売に繋がる取組を実施する商店街等を埼玉県は支援します。

補助対象者

・商店街組織

(法人格のない商店街組織にあっては、規約等により代表者の定めがある団体)

・商業者グループ

(県内の一定の地域の中小商業者が組織するグループであり、 規約等により代表者の定めがある団体)



・商工団体(商工会議所、商工会)

補助対象事業

①消毒の実施 *一例を掲載しています。

店舗、商店街の街路など共有スペースの消毒、来客用の消毒液設置

- ②従業員の装備(マスク、手袋等の配備)
- ③予約配送の仕組み、予約システムの導入など
- ④接触を避ける仕組み

レジでの接触回避の仕組み(仕切り、キャッシュレス決済等)、ソーシャルディスタンスの確保など接触を避ける仕組みの導入

⑤商品の共同受け渡し拠点の整備

商品の受け渡し拠点など商店街の複数店舗が利用するもので、かつ新しい生活様式に沿った多様な 購買方法を実現するための施設整備や備品の購入

⑥クラウドファンディングの手数料

新しい生活様式に沿った事業を目的とした ものに限る

- **⑦情報発信**(HP、SNSほか) 感染症対策など商店街の安心に係る情報発信
- ⑧接触機会の低減など感染症に配慮しつつ、 販売に繋がる取組

テラス営業等のための道路占用 許可基準の緩和措置(国交省: R2.6.5~)を生かした取組にも ご利用いただけます。



佐賀県より提供)・メージ

接触機会の低減など新しい生活様式に沿った(密集・密接・密閉を回避)イベント等

補助率/上限

【補助率:4分の3以内】加盟店舗数等により上限額は30~60万円となる。

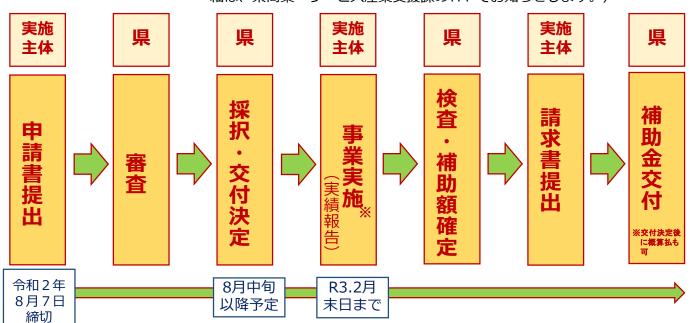
※補助対象事業⑤の場合、上限額を最大50万円増額。

(上限額の増額は事業⑤に係る経費分のみとする。)

加盟店舗数等	上限額
20店舗未満	30万円
20~59店舗	40万円
60~99店舗	50万円
100店舗以上	60万円

手続きの流れ

※下記の申請締切日における補助申請額の合計が<u>予算額に達しない(と見込まれる)場合、申請締切を順次延長する予定です。</u>(延長する場合の詳細は、県商業・サービス産業支援課のHPでお知らせします。)



※新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態措置(第1弾)(<u>令和2年4月7日に埼玉県知事が発出</u>) 実施以降で交付決定前に行われた補助対象事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が 可能で、適正と認められる場合は、補助金交付の対象となります。

対象経費印刷製本費チラシ印刷費など役務費郵送代、広告代など物品購入費消毒液等の消耗品購入など委託費デザイン委託、委託工事など備品購入費各種機材購入などその他詳細は要綱を御確認ください

【お問い合わせ先】埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎5階) 埼玉県産業労働部 商業・サービス産業支援課(商業担当)

[Tel] 048-830-3761 [Fax] 048-830-4812

[Email] <u>a3750-11@pref.saitama.lg.jp</u>

[URL] https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shoutengai/saikisien.html



商業・サービス 産業支援課HP